

農業だより

経営継承・発展等支援事業補助金

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者による、その経営を発展させる取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することが目的です。

■補助対象者：地域農業の中心経営体等（人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者又は認定農業者）の先代事業者（個人事業法人の代表者）から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者であって、以下の要件をすべて満たす者

- 経営発展計画を策定していること
- 令和3年1月1日から経営発展計画の提出時まで経営に関する主宰権の移譲を受けていること
- 後継者の名義で税務申告等を行っていること
- 青色申告者であること
- 家族農業経営である場合は、経営継承後に家族経営協定書を書面で締結していること
- 先代事業者から経営規模を縮小していないこと
- 農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金・経営発展支援事業）の交付を受けていないこと 等

■補助内容：経営発展に向けた以下の取組に要する経費を補助します。

1. 法人化
2. 新たな品種・部門等の導入
3. 認証取得
4. データ活用経営
5. 就業規則の策定
6. 経営管理の高度化
7. 就農環境の改善
8. 外部研修の受講
9. 販路開拓
10. 新商品開発
11. 省力化・業務の効率化、品質の向上
12. 規格等の改善
13. 防災・減災の導入



■補助対象費：専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出店費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

■補助金額：上限100万円（国と市町村が2分の1ずつ負担）

※経営発展等の取組みがポイント化され、合計値が高い順に採択されます。

※事業への応募を希望される方は、下記へご相談ください。

担当：農林課農政企画室（29-5835 直通）

山形県立農林大学校 『農業機械安全操作研修』 受講者募集のご案内

■目的

農業機械の安全使用及び効率的使用を推進するために必要な農業機械の点検整備及び操作に関する基礎的な知識・技能の習得を図る。

■研修内容・開催日時

回	開催日	時間	内容
第1回	令和4年 6月21日（火）	午前10時～正午	トラクター・管理機の点検・整備
		午後1時～午後3時30分	トラクター耕うん実習
第2回	令和4年 9月1日（木）	午前10時～正午	刈払機、動力式噴霧機の操作法
		午後1時～午後3時30分	コンバインの点検・整備、操作法

■研修場所 山形県立農林大学校 短期研修施設「緑風館」及び機械研修施設

■講師 ヤンマーアグリジャパン株式会社
やまびこジャパン株式会社

■受講対象 県内在住の農業者、新規就農予定者等

■募集人員 各回20名程度
(申し込み多数の場合は抽選により受講者を決定します。)

■受講料 無料

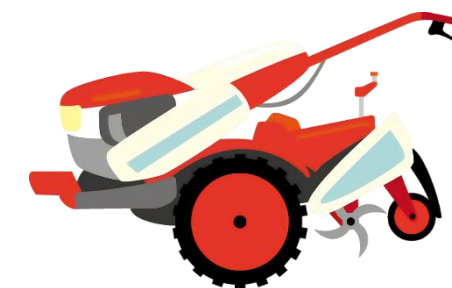
■携行品 筆記用具、作業着、昼食

■その他 受講者には受講決定通知を送付します。
(受講決定通知は各回の申込締切り後に発送予定です。)

■申し込み先・問い合わせ先

裏面の受講申請書に記入のうえ、
第1回は6月13日（月）まで、第2回は8月19日（金）までに、下記宛先へ、
郵便、FAX又はメールでお申し込みください。

山形県立農林大学校 研修部【緑風館】
〒996-0052 新庄市大字角沢1366番地
TEL：0233-22-8794 FAX：0233-23-7537
E-mail：kenshu@pref.yamagata.jp



氏名 <small>(ふりがな)</small>			年齢
住所	〒 —		
電話番号		(携帯)	
経営内容 又は 農業法人名	(記入例：水稲2ha、野菜50a ※就農予定の方は就農5年後の目標)		
受講希望 コース	↓ 受講希望コースに○を記入してください。		
		第1回 (トラクター・管理機、耕うん実習)	
		第2回 (刈払機・動噴・コンバインの点検・操作方法)	

申込締切

第1回：6月13日(月)
第2回：8月19日(金)

FAX：0233-23-7537

E-mail：kenshu@pref.yamagata.jp

農業者年金現況届提出のお願い

～農業者年金受給権者の皆さまへ～

現況届は、農業者年金を受給している方が生存しているかどうか、また経営移譲年金や特例付加年金の受給者にあつては、農業の再開や農地の返還等がなされていないかどうかを毎年一回確認するための届出です。

農業者年金を受給されている方は、独立行政法人農業者年金基金から5月下旬に送付された「現況届」に本人(本人が自筆困難な場合は代理人)が必要事項を記入・署名の上、6月中に農業委員会に提出してくださいようお願いします。提出がないと年金の支払いが差し止めとなりますので御注意ください。特別養護老人ホームに入所中の方は、施設の所在する市町村農業委員会へ提出してくださいようお願いします。

不明な点がございましたら、農業委員会へお尋ねください。

お問い合わせ先

新庄市農業委員会事務局 0233-29-5839 (直通)

ドローン等無人航空機(100g以上)の登録が義務化されます

航空法の改正により農業用ドローン等無人航空機の機体の登録制度が創設されました。

農業用ドローンを所有する団体におかれましては、制度の内容を確認いただき、期限までに事前登録等の作業を行ってください。

【事前登録期限】

令和4年6月19日まで

※登録義務化制度は6月20日から開始

※事前登録には、申請から登録完了に日数を要しますので、余裕をもって申請してください。

【お問い合わせ先】

無人航空機登録ヘルプデスク 050-3181-8378

